

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会答申「決済機能の安定確保のための方策について」公表 ・日銀が「金融システムの安定化に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」を発表（金融機関保有株式の買取り方針等） ・金融審議会答申、「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」公表 ・銀行・証券等の共同店舗解禁 ・銀行による証券会社への書面取次の要件明確化
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の生命保険商品の窓口販売解禁 ・日銀「不良債権問題の基本的な考え方」公表 ・経済財政諮問会議「改革加速のための総合対応策」とりまとめ ・「金融再生プログラム－主要行の不良債権問題を通じた経済再生－」公表
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・私的整理に関するガイドライン実務研究会が「私的整理に関するガイドライン」の運用に関する検討結果を公表 ・金融審議会総会に「金融再生プログラム」を報告 ・RCC、中小企業再生機能強化策発表 ・日銀が金融機関保有株式の買取りを開始 ・「金融再生プログラム」作業工程表を公表
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会総会「中間監査基準の改定に関する意見書」を公表 ・経済財政諮問会議「改革加速プログラム」とりまとめ ・金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」公表 ・金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」公表 ・預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（我が国経済における金融機関の関与する決済機能の重要性に鑑み、以下の措置を講ずるもの。①金融機関破綻時に全額保護される預金として、利息を付さないこと等を要件とする決済用預金を制度として用意する。ただし、経過措置として、平成17年3月末までの2年間は、平成14年度と同様、利息の付く普通預金等も引き続き全額保護する。②金融機関破綻時に決済途上にある取引を完了させるための措置を講ずる）、（平成15年4月1日施行） ・金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（金融機関等の経営基盤強化のための有力な手段である組織再編成を円滑化するため、組織再編成にかかる手続の簡素化、預金保険機構による資本増強等の特例、預金保険限度額の経過措置等を設けるもの）（平成15年1月1日等施行） ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（機構が株式持ち合い解消の円滑化にも対応できるよう、事業法人の保有する銀行株を機構の買取対象に加え、セーフティーネットとしての機構の機能を強化するもの）（平成14年1月31日施行） ・「企業・産業再生に関する基本方針」決定 ・「金融再生プログラム」にかかる金融審議会第二部会ワーキンググループ設置
平成15年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」施行 ・「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関の金利の最高限度の変更について」公表 ・「公認会計士監査制度の改革についての金融庁としての考え方」公表 ・証券取引法施行令の改正（ディスクロージャーに関する制度整備として有価証券の私募の拡大等）（平成15年4月1日施行）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式市場の適正な運営の確保について」公表 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」公表 ・企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正（有価証券報告書等における「コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び「経営者による財務・経営分析」についての開示の充実等）（平成15年4月1日等施行）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について」公表 ・「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」公表 ・「特別支援金融機関に対する経営監視について」公表 ・「自己資本に関する新しいバーゼル合意（第三次市中協議案）」の公表

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法の一部を改正する法律（保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を付随事務として行うことができるようにする保険会社の業務範囲の拡大等を行うもの。）（平成15年5月9日公布、平成15年6月8日施行） ・証券取引法施行令の改正（いわゆるサムライ電子CPについて国内電子CPと同様の発行登録制度を整備する。）（平成15年6月1日施行） ・与党金融政策PT「当面の緊急金融・経済対策」公表 ・「個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」公表 ・証券取引法等の一部を改正する法律（一般事業者・個人に対して証券会社と顧客の仲介を行う証券仲介業制度や主要株主ルール、取引所の持ち株会社制度の導入等、所要の改正）（平成15年5月30日公布、平成16年4月1日等施行）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士法の一部を改正する法律（証券市場の公平性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実・強化を図るため、公認会計士等の独立性の確保のための諸制度の導入、監査法人等に対する監視・監督体制の強化、公認会計士試験制度の見直し等、所要の改正）（15年6月6日公布、16年4月1日等施行） ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」閣議決定 ・「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンス強化について」公表
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法の一部を改正する法律（超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための制度として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する仕組みを整備する）（15年8月24日施行）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（新BIS規制の導入時期が当初予定から延期されたことを踏まえ、銀行等の株式保有制限の適用時期を2年延長するほか、売却時抛出金の廃止、事業法人からの銀行株式買取枠の拡大等、セーフティーネットとしての銀行等保有株式取得機構について機能の改善を図るもの）（公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日） ・貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昨今の「ヤミ金融問題」の深刻化を受け、①貸金業の登録要件の厳格化、②無登録業者が行う一定の行為に対する規制の強化、③取立行為規制の強化、④貸金業務取扱主任者制度の創設、⑤罰則の強化、⑥違法な高金利での貸付け契約の無効化等を規定）（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（一部規定については公布の日から1月を経過した日））
12月	<p>「経済活性化のための産業金融機能強化策」を公表</p>
平成16年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の改正」（①投資信託の公募において適格機関投資家が含まれる場合の範囲の見直し、②証券会社の資産管理サービス（ラップ口座）の円滑な実施を可能とする制度整備、③信託業務を営む金融機関への投資一任業務の解禁、④認可投資顧問業者の最低資本金の引き下げ等）（16年4月1日施行） ・「銀行法等施行規則等の一部改正」（①銀行子会社におけるネットワーク上のプリペイドカード事業の解禁、②銀行子会社が営める金融関連業務の範囲の拡大、③銀行代理店の範囲に保険会社を追加、登録金融機関である銀行の代理店に証券会社を追加、等）（16年4月1日施行） ・信託業法案の国会提出（①知的財産権等の受託可能財産の範囲の拡大、②金融機関等の株式会社、TLO等の信託業の担い手の拡大）（16年12月施行）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業者・個人に対して証券仲介業の解禁
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」閣議決定 ・「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」公布（金融機能の強化を目的に、経営改革を行い地域における金融の円滑化等健全な金融機能を発揮し得る金融機関に対して国が資本参加する新たな公的資金制度を創設）（16年8月1日施行） ・「預金保険法の一部を改正する法律」（預金保険法第102条第1号の措置について、

	<p>銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等の制度整備を図る。) (16年8月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等を一部改正する法律」公布 (銀行等による証券仲介業務の解禁、市場監視機能・体制の強化、ディスクロージャーの合理化、組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大、市場間競争の制度的枠組みの整備等) (17年4月1日等施行) ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(株式等について、決済の迅速化・確実化を実現するために、ペーパーレス化を図るとともに新たに振替制度の対象とすること等) (公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日 (一部規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)) ・「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について」(金融審議会金融分科会第一部会報告) ・「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」(金融審議会金融分科会第一部会報告) ・「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」(金融審議会金融分科会第二部会報告)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」及び「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え方」を公表 ・「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」(ヤミ金融対策法) 成立 (平成16年1月1日 (一部15年9月1日) 施行) ・「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会金融分科会第二部会報告) を公表 ・「自己資本比率規制に関する経過報告書」(金融審議会金融分科会第二部会報告) を公表 ・「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」(金融審議会金融分科会第二部会報告) を公表 ・「保険業法施行規則の一部改正」(保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務の拡大等) (公布日施行)
10月	<p>「金融先物取引法の一部を改正する法律案」の国会提出 (①取引所取引の受託等に限定されている外国為替証拠金取引業者等の登録制の導入、②最低資本金制度等の業者規制の導入)</p>
11月	<p>「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」公表</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行・協同組織金融機関・保険会社等に対して証券仲介業の解禁 ・信託業法案の国会提出 (①知的財産権等の受託可能財産の範囲の拡大、②金融機関以外株式会社、TLO等の信託業の担い手の拡大) (平成16年12月施行予定) ・「金融重点強化プログラム」(仮称) の策定 (平成16年12月予定)

金融システム改革法の骨格

I. 法律の概要

1. 資産運用手段の充実

投資家の多様化するニーズに応え、より有利な資産運用を可能とするため、投資信託の整備、有価証券店頭デリバティブの導入等、資産運用手段を充実させる。

(1) 投資信託の整備

投資信託は、専門的能力を活用した簡便かつ効率的な資産運用手段を提供し、個人投資家等の証券市場への参加を容易にするもので、市場改革における中核的な役割を果たしていくことが期待される。このため、投資信託の商品の多様化、商品性の改善、販売チャンネルの拡充等を図ることとする。

① 新しい投資信託商品の導入（証券投資信託法）

欧米で広く利用されているさまざまな投資信託の商品を、我が国投資家が利用できるようにするため、証券投資法人（いわゆる会社型投信）及び私募投信を導入する。

② 商品設計等の自由化（証券投資信託法）

投資家が自らのニーズに合った商品を選べるよう、個別商品（信託約款）の承認制を届出制に改めることで多様な商品の出現を促す。また、より専門的な運用も可能となるよう証券投資信託委託業等の運用指図の外部委託を認める。

（注）

証券総合口座については97年10月に導入済。

③ 銀行等の投資信託の窓口販売の導入（証券取引法）

投資信託を銀行を始めとした様々な金融機関で購入できるようにする。このため、金融機関が、証券取引法上登録を受けて、本体での投資信託の窓口販売を行うことができるようにする。

（注）

投資信託委託会社への銀行の店舗貸の形による窓販は97年12月に実施済。

(2) 証券デリバティブの全面解禁（証券取引法、銀行法等）

金融革新の先端にあるデリバティブ取引が、我が国においても利用できるようにする。このため、有価証券店頭デリバティブ取引を証券業と位置づけて導入するなど、法的疑義を取り除く。この際、金融機関も一定の範囲で営業として取り扱うことができるようにする。

(注)

取引所で取引される個別株式オプションについては、97年7月に導入済。

(3) 有価証券定義の拡充 (証券取引法)

投資家に提供される商品の種類が拡大していく中で、公正取引ルール適用等により投資家が購入しやすい環境を整備するため、カバード・ワラントやDR (預託証券) を始めとし、有価証券定義を拡充する。

2. 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

市場利用者が、金融機関等において、さまざまな質の高いサービスを受けられるようにするため、証券会社等の提供するサービスの自由化、価格の自由化、参入の促進を始めとする改革を進める。

(1) サービス提供の自由化

投資家が、証券会社や資産運用業者 (証券投資信託、投資顧問) において、さまざまなサービスを楽しむことができるようにするための枠組みを整備する。

① 証券会社の業務の多角化 (証券取引法)

証券会社の専門義務を見直し、投資顧問業や証券投資信託委託業等の法令で幅広く明記した業務については届出で、それ以外についても承認を受ければ行えるようにする。承認についても、公益に反する又はリスクの算定が困難であるために投資者保護の観点から支障がある場合でない限り拒否できないこととする。

(注)

これにより、手数料の完全自由化と併せ、米国で定着している個人投資家向けの資産運用サービスであるラップ口座の導入が可能になる。

② 資産運用業の業務の多角化 (証券投資信託法、投資顧問業法)

資産運用業者についても、専門を原則としつつ、証券業をも含め、できるだけ幅広く兼業を認める。

(2) 価格の自由化

利用者が内容と価格を比較しつつ商品やサービスを選べるよう、価格設定の自由化を進める。

① 株式売買委託手数料の完全自由化 (証券取引法)

手数料の完全自由化を99年末までに実施する。

(注)

94年4月より取引金額10億円超の部分については手数料の自由化が既に実施されているが、99年末の完全自由化に先立ち、本年4月より、5千万円超にかかる部分について自由化を行う (この部分法改正不要)。

- ② 保険の算定会の改革（損害保険料率算出団体に関する法律）
火災保険、自動車保険等について、算定会の料率の使用義務を廃止する。

(3) 参入の促進

幅広く参入を促進することにより、活力と特色ある金融機関等を生み、利用者がその目的とニーズによって選択できるような枠組みを整備する。

- ① 証券会社の免許制の登録制への移行等（証券取引法）
証券業について参入を促進するため、現行の免許制を登録制に改める。
なお、有価証券の元引受け業務、有価証券店頭デリバティブ取引業務及び私設取引システムに係る業務については認可を必要とする。
- ② 相互参入の促進（金融制度改革法、銀行法、保険業法等）
保険会社と金融他業態との間の子会社による参入を可能とする。また、銀行系証券子会社に対しても、残余の業務範囲制限を99年度下期中に撤廃する。
- ③ WTOの承認に伴う規定整備（保険業法）
WTO金融サービスに関する議定書の国会承認に伴い必要となる第三分野の激変緩和措置に係る規定を整備する。
-